

令和2年度 第1回 芦屋市地域福祉推進協議会 会議録

日 時	令和2年10月5日（月） 午後1時30分から午後3時30分
会 場	芦屋保健福祉センター3階 多目的ホール
出席者	<p>会 長 藤井 博志  副会長 杉江 東彦  委 員 上住 和也, 田中 友巳, 加納 多恵子, 岡本 直子,  吉野 哲夫, 神田 信治, 和田 周郎, 堺 敦,  仁木 義尚, 井阪 純一, 西浦 哲雄, 井岡 祥一,  川口 弥良, 石濱 晃生, 安達 昌宏  欠席委員 土田 陽三, 仁科 睦美, 小泉 星児, 長城 紀道,  新島 進  関係者 地域ケアシステム検討委員会 三谷 百香, 成宮 正浩  第2層生活支援コーディネーター 船寺 恵子, 藤本 亮,  三島 久美子, 宮本 紘子  事務局 芦屋市社会福祉協議会 山岸 吉広, 宮平 太, 小阪 明,  池原 恵子, 寺岡 由記  福祉部地域福祉課 山川 尚佳, 中山 裕雅, 吉川 里香,  阿南 尚子, 亀岡 菜奈, 阪口 祐紀,  横道 紗知  関係課 福祉部福祉センター 永瀬 俊哉  福祉部生活援護課 越智 恭宏  福祉部高齢介護課 篠原 隆志  こども・健康部子育て推進課 小川 智瑞子</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 開会

【協議会の成立について】

- ・開始時点で委員22名中17名の出席を確認

2 委員委嘱

3 委員及び事務局の紹介

#### 4 会長、副会長の選出

【会長】藤井委員

【副会長】杉江委員

#### 5 議事

##### (1) 報告

ア 令和元年度地域発信型ネットワークの取組報告

イ 令和2年度地域発信型ネットワークの取組状況

##### (2) 協議

コロナ禍における地域の課題共有

##### (3) その他

#### 6 資料

##### 【事前資料】

事前資料1 令和元年度地域発信型ネットワーク報告

事前資料2 令和2年度地域発信型ネットワーク事業計画

事前資料3 令和2年度地域発信型ネットワークの取組

(芦屋市における地域共生社会に向けた包括的支援体制の構築)

事前資料4-1 コロナ禍での地域活動について

事前資料4-2 コロナ禍における地域活動まとめ

事前資料5 生活支援体制整備事業の取組状況について

##### 【当日資料】

次第

芦屋市地域福祉推進協議会設置要綱

令和2年度第1回芦屋市地域福祉推進協議会委員名簿

令和2年度第1回芦屋市地域福祉推進協議会委員グループ別名簿

当日資料 地域支え合い推進員通信「あしもり」vol. 1

当日資料 あしやつどい場ガイド2019

#### 7 審議経過

(藤井会長)

芦屋市地域福祉推進協議会の開催方法について、どういう状況になるか分からなかったため、書面会議にしようという意見もございましたが、こういう時にこそさまざまな工夫

をして対話を続けるということが非常に重要だと思っております。本日は短時間ではございますけれども、ぜひ情報交換、意見交換をしていただきたいと思います。

(杉江副会長)

本当にこの半年、新型コロナウイルス感染症の影響により世の中がひっくり返ったように思われて、今もまだその状況が続いていると思います。本日は、この半年間の変わりようを伺い、この先どうなっていくのかということを実際に考えなければいけないと思っております。

(藤井会長)

それでは報告事項の方をよろしく申し上げます。

#### (1) 報 告

- ア 令和元年度地域発信型ネットワークの取組報告
- イ 令和2年度地域発信型ネットワークの取組状況

(事務局 宮平)

- ・令和元年度地域発信型ネットワーク報告（事前資料1）について報告
- ・令和2年度地域発信型ネットワーク事業計画（事前資料2）
- ・令和2年度地域発信型ネットワークの取組（芦屋市における地域共生社会に向けた包括的支援体制の構築）（事前資料3）について報告

(藤井会長)

事前資料2にもありましたが、改正社会福祉法をうけて、事前資料3では、3つの輪にしていることについてご説明をお願いします。

(宮平主査)

事前資料2では、令和2年度の具体的な取組が、改正社会福祉法の中の「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」のどの項目に当てはまるかということを表しています。

事前資料3の包括的相談支援が「相談支援」の枠組みになり、取組の一つとして、「社協内部での協議」としてしています。社会福祉協議会はハートフル福祉公社と統合したこともあり、総合相談窓口、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、生活困窮者自立相談支援事業やソーシャルワーカーという形で多くの相談窓口を抱えるようになりましたが、特定の相談窓口だけでは対処できないということが社会福祉協議会内でもあり、外部でも同様です。

それをまずは社会福祉協議会としてどのような形で支援していくのかということ体制から整理していきます。相談を受け止め、断らないということを実践することを社会福祉協議会の中で共通認識を持ち、それを実行するための協議をしていくということが一つ目の「社協内部で

の協議」の内容になります。

二つ目の「地域ケアシステム検討委員会PT」については昨年度、実行・実証していく中で、もう少し実行性の部分を考えていかなければならないという課題が上がってきました。先ほどの「社協内部での協議」では多くの相談窓口で協議することになりますので、そこでの協議に追加して社会福祉協議会の中の相談窓口ではないところにも協力を得ながら相談支援体制づくりをしていくということです。

三つ目の「エリアチーム体制の整備」については、社会福祉協議会では精道地域包括支援センターを受託しており、「社協内部での協議」にありました相談支援体制の整備の延長線上にあることなので、精道中学校区にて専門職による連携体制をモデル的に実施し、将来的には山手中学校区、潮見中学校区を含めたそれぞれ中学校区のエリア体制を考えていきたいと思っております。

最後に、「個別支援の課題化」については、それぞれのエリアチームの専門職連携から上がってくる課題を整理していくということになります。

次に、「地域づくり支援」は、事前資料2では「Ⅲ：地域づくりに向けた支援」としており、小地域福祉ブロック会議や地域福祉推進協議会が関係するところで、一つはそれぞれの会議体における地域での活動を充実させていくことがあります。

二つ目に、「多様な主体が参加するプラットフォームづくり」ですが、今まで地域での活動に参加していなかった方々にも参加していただけるような仕組みを作っていくということです。

三つ目に、「地域住民の学びの場づくり」においては、地域の福祉がどのような状況であるとかということを知っていただくために、こちらからメッセージとして伝えるということも大切になってきていると思いますので、そのような場を作っていくということです。

最後に、「ニーズ等に応じた社会資源の開発」については、これまでの協議のなかで住民や企業、専門職も交えた形で新しい取組を作っていくということです。この4つが「地域づくり支援」の具体的な取組です。

「参加支援」については、「断らない相談支援」、「地域づくり支援」にとっても関わってくると思いますが、当事者が地域に参加しやすい体制をつくることになりますので、まずは当事者を支援する相談支援体制と受け入れる地域づくりを行っていきながら、当事者の方が住んでいる地域で社会に参加していけるように、専門職に入ってもらいながらやっていきたいと思っております。

具体的に、一つ目は「狭間のニーズや課題に対応する既存の地域資源活用」としており、これは今あるものをどう活用していくかということです。

二つ目の「社会とのつながりを回復する支援」は、ひきこもりや不登校の人は、地域との関わりが少なくなっていますが、つながりを作るのは地域の人だけではなかなか難しいので、地域の活動や、地域とのつながりのための支援を行うということです。

三つ目の「居場所の確保」は、二つ目のつながりを回復するための一つの方法にはなり

ますが、高齢者向けや子ども向けなどの居場所は少しずつ増えてきているのですが、「誰もが集える場所」または「地域活動に取り組む場所」という誰もが集まって何かをできるという場所を増やしていくことが大切ではないかと思っております。

(藤井会長)

事前資料3の内容についてご説明をいただきましたが、何故、3つの包括的「相談支援」、「地域づくり支援」、「参加支援」という言葉が出てきたのかということについて、私の方からご説明したいと思います。

国では、地域が疲弊し、制度の狭間の問題が出てくる中で、福祉ビジョンを立て、制度改革を行ってきました。その整備の完結の目標が令和3年3月のため、それに合わせて整備を進めてきており、令和3年4月から新しい社会福祉法で、制度の狭間の問題に対応していくということになり、芦屋市もその流れの中にあるということです。

一つは、社会福祉法の第4条中に地域福祉の推進という規定があり、新たに、第1項に地域共生社会について規定されました。そういう意味では、行政が地域福祉の推進を目指すときに地域共生社会についてどのように考えて進めていくかということが問われるということです。事前資料3に「芦屋市における地域共生社会に向けた包括的支援体制の構築」という文言がありますが、それは社会福祉法の規定から出てくるとご理解いただければと思います。

また、社会福祉法の第106条の第3項に包括的な支援体制という言葉が出てきます。これは2年前に法改正された時に出てきました。介護保険で言われている地域包括ケアシステムが一つの包括的な枠組みですが、地域包括ケアシステムという用語は介護保険法の中に規定されているものですから、それ以外の包括的な体制を示す新しい用語として、ある意味では地域包括ケアシステムと重なって、それ以外をくるむ包括的支援体制、これを一緒に総合的にしようという法律になっています。

この包括的支援体制は、生活困窮者自立支援法の枠組みの中で、縦割りを外していきましょう、という進め方になっています。

このような枠組みが示されましたが、具体的に進めていくためには、縦割りの中ではなかなか連携してお金が使えないという批判があったので、国が恒常的な補助事業をつけ、縦割りの財源を含めて横につなげていく財源の枠組みを作りました。この枠組みを活用するかは自治体の判断で、よりやりやすい枠組みでましようというものになっています。

いずれにしろ総合的に進めていくことは流れの中ではっきりしており、その時に国が示したものが、包括的相談支援、要するに漏れのない相談支援体制を取るということです。

次に、ニーズを解決していく土壌は暮らしている地域になりますので、相談だけを特化して考えるのではなくて、孤立しない地域、排除しない地域、そういう地域をしっかりと作っていくことが示されています。

国は、以前は相談の入り口をニーズ発見とした時、出口を解決としていましたが、参加支援という言葉に変えました。社会福祉の目標は地域の中で社会参加していくこと、それが地域共生社会であることから、出口ではなく、参加支援という言葉になりました。これ

はある意味では社会福祉の目的そのものが社会と関わって生きていくことなので、社会福祉イコール社会参加支援となります。

国が示していることを受けて自治体は「包括的な相談支援」、「地域づくり」、「社会参加」をどう考えていくのかが再度問われており、これをバラバラではなく3つの輪のように重なり合って進めるための新しい事業名として重層的体制整備事業、まさに重なって体制を整備していくという言葉で表しています。

このような流れの中で地域福祉の推進が問われているということをご認識頂ければと思います。

(堺委員)

長い安倍政権から菅政権に移り、行政の縦割りの弊害を打破するということを言われています。行政の縦割りは考え方によっては必然のことであり、これまでも部分的に力を入れていましたが、包括ということについてはまだまだ課題が残りました。

そのため、事前資料3の内容が出てきたのではないかと思います、合わせて芦屋市地域発信型ネットワークの取組の中にも共生社会と出てきます。この共生社会というのは自助・公助・共助とある中の共に助け合いなさい、地域を作りなさいということにつながるのではないかと考えています。

包括的というのは行政の縦割りを超えたところの地域住民のニーズ、課題を解決していくシステムになっているかということが問われるということです。

事前資料2に記載されているように多々課題がありますが、包括的な課題に対してどう対応できているかということが重要かと思います。

(藤井会長)

貴重なご意見をいただきましたので、少しだけ私の方からお話したいと思います。行政の縦割り、法律を遵守することによる縦割りであり、法律行政としては必然的な結果で批判されることはありません。

これまで日本の社会福祉は、分野別の超縦割になっていますが、スウェーデンでは自治体は枠組み法により、縦割りにはなっていません。

日本は、今人口減少で高齢化になり、極端な言い方をしますと、日本が全体的に過疎化し、家族だけでは支えきれなくなっている状態です。その中で、地域の課題として前面に出てきている課題は、総合的に支えなければならないものです。また、総合的に支える土壌の上に特別な専門の分野があればいいですが、日本はその土台となる総合的なところが非常に弱いです。今、土壌を作ろうとしています、それは大変なことで行政も専門職も頭を切り替えなければなりません。

地域づくりも担い手がいないという話があることを考えると、住民だけではできず、専門職や行政が協働して一緒に地域づくりをするという方向にある意味では構造を変えていかなければいけないという時期に来ています。

芦屋市ができていないという評価よりも、そういうところから見た課題が多いという現状について、きちんと厳しく捉えないといけないのではないかというのが、先ほどの堺委

員のご意見です。

ただ一方で、こういう時こそ、その課題を見つめながら今までやってきたことの実績をしっかりと踏まえるということが重要です。これまでの取組を延長して進めていくことしかできないわけですから、課題だけを見るのではなくて、できている実績を評価しながら、一歩でも二歩でも前に進めるという時期に来ていると認識していただきたいと思います。

これはかなり大きな課題ですので、引き続きそれぞれの進捗状況の中で確認をして参りたいと思います。まだまだご意見をいただきたいですが、協議に移った方が、様々なご意見をいただけるとと思いますので協議に移りたいと思います。協議の内容について、事務局より提案説明をお願いします。

## (2) 協 議

コロナ禍における地域の課題共有

(事務局 宮平, 小阪)

- ・コロナ禍での地域活動について（事前資料4-1）について報告
- ・コロナ禍における地域活動まとめ（事前資料4-2）について報告
- ・生活支援体制整備事業の取組状況について（事前資料5）について報告
- ・地域支え合い推進員通信「あしもり」vol. 1（当日資料）について報告
- ・あしやつどい場ガイド2019（当日資料）について報告

(藤井会長)

グループワークの進め方を事務局からお願いします。

(事務局 吉川)

協議に関するこれまでの地域活動の報告をさせていただきましたが、地域におけるさまざまな課題を包括的に解決に向けて進めていくなかで、新型コロナウイルス感染症によって、地域の中でこれまでのように活動ができないという課題も見受けられます。そのような中であっても様々な工夫により活動を再開されていることもあるかと思います。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、自身の周りで起きた課題や工夫して乗り越えていったこと、新たなつながりやアイデア等についてご意見をいただき、それを今後の活動にも取り入れていながら進めていけたらと思っております。

(グループ協議)

(藤井会長)

グループワークでの協議を終わらせていただきます。

各グループで話された内容を共有したいと思いますので、概要のご報告をお願いします。

(関係者 成宮)

1 グループでは、福祉施設の関係として、在宅生活をされている方の状態が把握できないということや、久しぶりにサービスを利用された方の身体能力の低下や認知症の症状が進行しているといった状態の変化が見受けられたという意見がありました。また、在宅生活をされている方の状態を、民生委員等地域の方と連携して情報交換ができればよかったとの意見がありました。

病院では、スタッフは新型コロナウイルス感染の対応が続き、非常に大変な状況とのこと。PCR検査の体制が整ってきていますが、通院の患者数も明らかに減っており、その中でも、継続受診の患者さんには電話での診察を行っているそうです。第二波の時期は、第一波の時よりも重症患者が少なくなっていることが分かっています。病院の厳しい状況は当面まだ続くと思われませんが、オンラインでの診察の実施については、まだ難しいこともあるようです。

福祉現場でのオンライン会議は、事実を伝えるだけではなく、心の動きについてもつながりを持ちたいという欲求があり、浸透しにくいのではないかという意見もありました。

また、コロナでいろんなことが中止になっていますが、このような状況でこそ、本当に必要なこと、本当はなくてもいいことをきちんと考えて、大事なことを見つけるチャンスにしていかなければならないという意見もありました。

(関係者 船寺)

2 グループでは、地域に出られず、行事や定例会議なども全部止まり困ったことや、デイサービスや訪問看護の利用が減り、逆に訪問介護は増えたこと、学校教育の現場では、自粛が解除されたときに今までできないと思っていたことをできると意識改革するのが大変だったという話がありました。

生活援護課では、生活保護の申請は増えなかったけれども、今後増えてくる可能性があるため、様子を見ているところということでした。

工夫したことは、室内が3密で使えないために、公園や屋外で体操をする、自治会の役員会を地域の掃除の後に書類を配って屋外で実施するなど密にならないような方法で連携を取っているということでした。

学校教育の分野では、感染予防を徹底し、音楽会や運動会などを別の形でできないかと工夫をされたということも聞きました。新たなつながりでは、自治会の役員同士がLINEでつながったり、オンラインで地域交流スペースと集会所、高齢者と高校生、学校と企業がつながるといったことがありました。

他にも、学校再開当初、新たな生活様式の中で人との距離をとらないといけなことから、いい距離感と感じたのか登校しにくかった子が出てこられるようになったという状況もあったとのこと。

その他、地域の何箇所かの公園でしているラジオ体操をスタンプラリーでつなげて、景品に代えるというような工夫もされたということもありました。

(関係者 藤本)



3グループでは、コロナ禍で介護保険のサービスの利用を控える方が非常に多く、地域や家族の方と会わなくなることで人とのつながりが途切れたり、障がいのある人では、マスクができないという方もおられ、よりきめ細かい対応が必要だったという話がありました。

老人クラブやシルバー人材センター、生きがいデイサービス等の活動が自粛される中で、身体機能の維持のために自宅でできる体操をオンライン上で公開しましたが、一人でやるよりはみんなでやりたい、という声も非常に多かったとのことでした。

コロナ禍でも自身の体を弱らせないようにする意識の高い方は状態を維持できていますが、あまり意識されていない方は廃用症候群になっている方も多かったようです。

集会所は休館になり、市民からいつになったら使えるのといったお声をよく聞き、集会所の使用ニーズが非常に高いなどということを感じております。

また、地域で活動されている高齢の方は、生きがいとしていたものが途絶えてしまったことでモチベーションが低下してしまい、再開してもなかなか人が集まらないということもありましたが、生活支援コーディネーターとして、参加者を増やすためのポスターの工夫などのお手伝いをすることもありました。

(関係者 三島)

4グループでは、4つのポイントがあり、一つ目が情報、二つ目が子ども、三つ目が高齢者、四つ目が防災でした。

情報では、外国籍の方で新型コロナウイルス感染症の状況を理解できず、子どもを学校に行かせない人もおり、学校の相談も専門員が説得するのに時間を要したことがありました。

警察からは、子どもへの虐待通報がDV相談よりも激増したそうです。高齢者は、コロナ禍で閉じこもった生活の影響から、認知症の方が増えてくるかもしれないという課題も出ました。

防災の面では、避難所に逃げるだけではなくて自宅防災という在宅での避難についての全戸配布のチラシを配りました。

高齢者の中にはICTへの関心が高いものの、上手く扱えるかという課題もあるため、社会福祉協議会がスマホの使い方の講習会を実施する等の工夫をこれからもしていきたいという話もありました。

情報の一番大きな壁は個人情報ですが、子どもの虐待に関してはネットワークにより、警察や消防から子どもセンターに通報するシステムが上手く活用されており、今後も活かしていきたいという話が出ました。

(関係者 宮本)

5グループでは、緊急事態宣言が出ていた頃は情報がなく、対応や対策、事業所における運営の仕方等についてわからない中で日々業務をしており、大変だったということ。保健所では、正確な情報がない中で、罹患した人や濃厚接触者に対する中傷の相談もあり、対応に苦勞したという意見がありました。

新しい生活様式として、ICTを進めることも踏まえた会議の仕方の見直しを進めていかなければといった話もありました。

生活困窮者の相談は、通常年間300件ほどの相談件数が2,000件を超えており、生活に困窮されている方がたくさんいるのがわかったことと、生活資金の貸付けの相談がとても増えており、今後の返済が始まりますが、企業から職を解雇されてしまった方もいるので返済ができないことから、金銭的な問題を苦にして自殺するような方が増えるのではないかと心配しており、これからが正念場だという話し合いをしました。

(藤井会長)

ありがとうございました。高齢者や子ども、生活困窮、通常の地域行事、つながりについては出てきましたが、障がいのある人のことに関しては出てきませんでしたので、杉江副会長より補足をお願いします。

(杉江副会長)

障がい者施設を運営している中で、非常に困ったことは情報です。いわゆる行政指導的な情報がなく、利用者さんの安全安心を担保するということはもちろんですし、情報を流すことは非常に大事なことです。

特に、グループホームを運営していますと、グループホームの利用者さんが新型コロナウイルス感染症にかかったり、濃厚接触者になったりしたときにどう対応するのか、情報を集めるために、まず保健所に聞きます。実際に罹患した際に話をするのは、市の障がい福祉課と利用者さんです。また、何かあったときに、入院をお願いするのは病院です。これらのことが生じた際に各所に対応を聞いて動くのは施設の運営側というのが実態です。問い合わせをしても、答えがなく、運営側で考えてくださいということもありましたが、心配なのは、もし新型コロナウイルス感染症にかかったり、濃厚接触者になったりしたときに誰が助けてくれるのか。利用者さんもそうですし、運営や職員も同じです。罹患したときにどうなるのか、これはすごく困りました。

(藤井会長)

ありがとうございます。

全般にわたって、お会いして情報交換をすることはいいことだなと思いました。私たちもつながり続けることの工夫をしながら対話をすることの重要性を改めて感じました。

新型コロナウイルス感染症は、感染予防対策と、ウイズコロナの時代でしばらくこの状況は続くと思われまので、だからこそ逆に上手く付き合っていけないといけないと思うのですが、見方を変えてこれを災害と捉えた場合にどう捉えるのかということなのです。

芦屋市も阪神淡路大震災の時には大変ご苦労をされたと思いますけれども、災害の普遍的な特徴は二点あると思っています。一つは近未来の様々な課題がスピードアップしてやってくるということです。そういう意味では今起こっていることそのものをしっかり見つめて、早く対策を取っていかなければいけません。堺委員から課題は出ているのだから一つ一つ具体的に解決していけないといけないというご意見がありましたけれども、そのことが今あらわに見えてきています。

先ほどの皆さんのご意見もそうですし、杉江副会長のご発言もいわゆる総合相談対策のこととして、課題があらわに見えていますので、それを一つ一つチェックし、取り組むべき課題について優先順位をもってやっていくということが大変重要かと思えます。

二点目は同様のことですけれども、平常時では何となく過ごしていますが、普段からできていることはできるけれど、できていないことはできないという問題が表に出てきています。そういう意味ではこのコロナ禍においても、できたことは伸ばしていくことが重要ですが、逆に何となく誤魔化してできていなかったこと、潜在化していた問題が一挙に出てきます。例えば、認知症の方が増えるのではないかというのは、居場所づくりや孤立の問題が端的に出てきているということです。

もう一つは、生活困窮のボーダーの方たちがこの機に表に一挙に出てきているという状況の中で、まさに国の課題である、社会的な孤立や排除に対する地域づくりと生活困窮に対する対策とその延長線上に総合相談の支援体制があるということです。ここを克服する中でみんなが生きていける、参加を目指していくということが皆さんのご意見の一つ一つの現状のご報告の中に出てきたと思います。これは子細にチェックをして今後確実に進めて協議会の中でも議論を進めて参りたいと思います。

本日はこれにて協議会を終わらせていただきますが、次回の開催予定はいつ頃でしょうか。

(事務局 吉川)

第2回目の協議会につきましては2月または3月ごろに開催をさせていただきたいと考えております。

(藤井会長)

そのころに開催されることを願って閉会に移りたいと思います。閉会は副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(杉江副会長)

会長がおっしゃったように出来ていることを続ける、継続は力なりとは言いますけれども、できていることを続けるということが一番大事です。

次に、できていないことをやる、これは実行力とあとは自分がやるという意志がなければいつまで経っても誰かがやるのだろうでは実行できないと思います。

事前資料3の3つの輪とそれに対する目標がしっかりと定められて、見えているので、私たちが推進していかなければいけないと思っております。

これをもちまして閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会